

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

## 緊急事態宣言の解除に伴う家庭保育の協力依頼及び 家庭保育した日の保育料日割り減免の終了について

令和3年9月30日(木)をもって、福岡県における「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域の指定は解除される見込みとなりました。

このため、8月26日(木)から実施していた家庭保育への協力依頼、及び家庭保育した日の保育料の日割り減免については、9月30日(木)限りで終了させていただきます。

しかしながら、市内における最近の感染状況は、第5波といわれる7月下旬から9月中旬までの一時期と比べ、大幅に改善してはおりますが、再び感染拡大が生じてもおかしくない、予断を許さない状況です。

保護者の皆様におかれましては、これまでにもお願いしているように、お子様はもちろん、保護者の皆様や、お子様の同居のご家族等がPCR検査を受検される場合には、必ず保育所にご一報いただくとともに、結果の判明までは、お子様の登園を控えていただくよう、お願いいたします。(スクリーニング検査※を除く)

そうすることで、保育所(園)等での感染拡大防止や、臨時休所(園)を防ぐことにつながる場合もございます。

保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### <参考>

新型コロナウイルスは、発症日(無症状の場合はPCR検査の検体採取日)の2日前からが感染可能期間とされています。

このため、その期間に登所(園)している場合は、保育所(園)等内での疫学調査(濃厚接触者等の調査)が行われ、休所(園)が必要となります。

### <添付資料>

#### 【市通知】

- ◇ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた保育所の登園について(お願い)  
[令和3年4月14日・保育課通知]
- ◇ PCR検査を受検される場合について(お願い) [令和3年5月13日・子ども家庭局通知]

#### ※スクリーニング検査について

同居のご家族の勤務先等において、感染者が発生していない状況で、感染拡大防止を目的に行う「スクリーニング検査」としてPCR検査を受ける場合は、登園を控える必要はありません。